

「公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等

事業基金管理業務方法書」の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p data-bbox="197 395 1016 475">公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等 事業基金管理業務方法書</p> <p data-bbox="226 539 1099 671">制 定 平成28年 3月17日付け 27年度発中畜第1401号 <u>一部改正</u> 令和 5年 3月15日付け 4年度発中畜第6974号 <u>一部改正</u> 令和 6年 3月15日付け 5年度発中畜第6531号</p> <p data-bbox="517 730 696 762">第1章 総則</p> <p data-bbox="129 831 210 863">(目的)</p> <p data-bbox="107 879 472 911">第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p data-bbox="129 975 353 1007">(補助金交付事務)</p> <p data-bbox="107 1023 1099 1150">第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、交付等要綱別表1(第6関係)の1の(1)、(2)、(3)のア及び(4)から <u>(7)</u> までの事業とする。</p> <p data-bbox="107 1214 300 1246">第6条 (略)</p> <p data-bbox="129 1310 618 1342">(国が承認した事業実施計画の把握等)</p> <p data-bbox="107 1358 1099 1390">第7条 公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)は、交付等要</p>	<p data-bbox="1218 395 2038 475">公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等 事業基金管理業務方法書</p> <p data-bbox="1247 539 2121 619">制 定 平成28年 3月17日付け 27年度発中畜第1401号 最終改正 令和 5年 3月15日付け 4年度発中畜第6974号</p> <p data-bbox="1538 730 1718 762">第1章 総則</p> <p data-bbox="1144 831 1225 863">(目的)</p> <p data-bbox="1122 879 1487 911">第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p data-bbox="1144 975 1368 1007">(補助金交付事務)</p> <p data-bbox="1122 1023 2114 1150">第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、交付等要綱別表1(第6関係)の1の(1)、(2)、(3)のア及び(4)から <u>(6)</u> までの事業とする。</p> <p data-bbox="1122 1214 1314 1246">第6条 (略)</p> <p data-bbox="1144 1310 1635 1342">(国が承認した事業実施計画の把握等)</p> <p data-bbox="1122 1358 2114 1390">第7条 公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)は、交付等要</p>

綱第6の1の(2)及び(5)から(7)までの事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 交付等要綱第6の1の(2)及び(5)から(7)までの事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

(1)～(3) (略)

第8条～第16条 (略)

(補助金交付事業)

第17条 中央畜産会は、基金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 中央畜産会は、交付等要綱別表1(第6関係)定める事業内容の1の(1)から(4)まで、1の(5)から(7)まで、並びに2の事業ごとに経理を区分して管理するものとする。

3～8 (略)

第18条～第25条 (略)

綱第6の1の(2)、(5)及び(6)の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 交付等要綱第6の1の(2)、(5)及び(6)の事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

(1)～(3) (略)

第8条～第16条 (略)

(補助金交付事業)

第17条 中央畜産会は、基金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 中央畜産会は、交付等要綱別表1(第6関係)定める事業内容の1の(1)から(4)まで、1の(5)及び(6)、2ごとに経理を区分して管理するものとする。

3～8 (略)

第18条～第25条 (略)

附 則

- 1 この業務方法書は、令和6年3月15日（理事会の決議のあった日）から施行し、畜産局長の承認のあった日（令和6年3月18日）から適用する。
- 2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。